

被保険者のみなさまへ

日立造船健康保険組合

被扶養者認定基準の見直し（国内居住要件の追加）について

健康保険組合では、2020年4月1日施行の健康保険法施行規則の一部改正「被扶養者の認定基準の見直し（国内居住要件等の追加）」に伴い、現在、海外在住の被扶養者がいる方は、扶養認定の資格確認のため、被扶養者（異動）届等の提出が必要となります。

つきましては、下記の「国内居住要件」に該当するか否かを、各自でご確認頂き、証明書類を添付の上、「健康保険被扶養者(異動)届」の提出（事業所経由）をお願いします。

一方、海外に居住する被扶養者が国内居住要件を満たされていない場合は扶養削除の手続き（健康保険被扶養者(異動)届、健康保険証の返納）が必要となります。

記

1. 被扶養者の認定要件（国内居住要件）の見直し（変更）点
 - (1) 日本国内に住所（住民票）を有すること
 - (2) 国内に住所又は居住をしていないが、国内居住要件の例外となる者
 - ① 外国において留学をしている学生
 - ② 外国に赴任する被保険者に同行している者
 - ③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航中の者
 - ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、
②と同等と認められる者
 - ⑤ ①～④までに掲げる者のほか、渡航目的でその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
 - (3) 日本に住所（住民票）があっても例外として被扶養者から除外（削除）される者
 - ① 日本国籍を有さない人で、医療目的で来日する人（医療滞在ビザ）とその人の日常生活の世話をする人
 - ② 海外で就労（就労目的での渡航を含む）しており、日本国内に生活の基盤がないと判断される人
 - ③ 1年を超えない期間で観光・保養等で来日している人
2. 被扶養者認定の資格確認を行うための健康保険組合への提出書類
 - (1) 住民票が国内にあり、一定の期間（帰国予定 有など）を海外で生活している被扶養者
 - ・ 健康保険被扶養者（異動）届（※様式No. A-1）
 - ・ 被扶養者調査票（※様式No. A-2）
 - ・ 住民票
 - (2) 国内居住要件（上記 1. - (2)）の例外の者
 - ・ 健康保険被扶養者(異動)届（※様式No. A-1）
 - ・ 被扶養者調査票（※様式No. A-2）
 - ・ 国内居住要件の例外に該当する旨の証明書類
 - (3) 扶養削除の対象者（上記 1. - (3) 住民票があっても被扶養者から除外される者）
 - ・ 健康保険被扶養者(異動)届（※様式No. A-1）
 - ・ 対象者の保険証

(4) 上記(2)の国内住居要件の例外として認定可能な者の証明書類

国内居住要件の例外	証明書類
① 海外において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、 入学証明書等の写し
② 海外赴任に同行する家族	査証、海外赴任辞令、 海外の公的機関が発行する居住証明書 等の写し
③ 観光、保養やボランティアなど就労以外の目的 で、一時的に日本から海外に渡航している人 (例 ワーキングホリデー、青年海外協力隊等)	査証、ボランティア派遣機関の証明、 ボランティアの参加同意書等の写し
④ 海外赴任している間に身分関係が生じ、新たな 同行家族とみなすことができる人 (例 海外赴任中に生まれた被保険者の子供等)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その 他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎が あると認められる者	厚労省保険局に相談しつつ個別に判断

(注) 確認書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の記名押印をした翻訳文を添付してください。

※ 健康保険被扶養者(異動)届、被扶養者調査票は当健康保険組合ホームページ掲載の書式をダウンロードし、記入ください。

3. 提出書類期限：各事業所 総務・人事担当者に確認ください

※健保組合への提出は 事業所経由で 3月27日(金)必着

4. 資格喪失(資格削除)

- (1) 期限までに届出がなく、扶養の再確認(認定)又は扶養削除の手続きを行わなかった場合は、2020年4月1日に遡って削除し、被扶養者の資格を失います。
- (2) また、資格を削除した場合は、医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求をさせていただきます。

添付物

- 被扶養者の国内居住要件に関するQ&A

(終)

(添付)

被扶養者の国内居住要件に関する Q&A

Q1 海外に居住している両親を扶養しています。現在、被扶養者（家族）として認定されているので手続きをしなくてもいいのでしょうか？

A1 扶養されている両親は日本に住所を有していないため、2020 年 4 月からは被扶養者（家族）から外れていただくことになります。

被扶養者異動届と保険証を提出して、認定取り消しの手続きをしてください。

Q2 2020 年 4 月から子供が海外に短期留学します。

扶養の延長申請をする場合、国内居住を確認するために、住民票の添付は必要ですか？

A2 住民票の添付は必要です。日本に住民票がある人は、原則、国内居住要件を満たす人となります。

ただし、日本に住民票があっても明らかに居住実態がない場合の国内居住要件については、個々に判断し、渡航先国のビザの種類も確認します。

Q3 被扶養者として認定されている子が海外に語学留学をしています。2020 年 4 月以降は被扶養者の取り消しをすることになりますか？

A3 国外に留学をする学生については「国内居住要件の例外」に該当しますので、取り消しする必要はありませんが、再認定の対象となるため、手続きが必要です。

被扶養者（異動）届と留学の証明としての書類（査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の添付（写し））を提出してください。

Q4 海外留学していた子が、現地(海外)で就職することになりました。

2020 年 4 月以降は被扶養者から取り消しすることになりますか？

A4 留学後に、現地（海外）で就職する場合は、雇用関係が生じた時点から国内居住要件の例外要件を満たさなくなり、被扶養者から外れていただきます。

また、住民票が国内にあっても、生活の拠点が海外にあると判断するため、被扶養者から外れていただきます。